

(別紙様式 2)

水酸化カリウムに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書

令和 年 月 日

税関長 殿

申 請 者

住所

氏名又は名称

(担当者名)

(電話番号)

水酸化カリウムに対して課された不当廉売関税について、関税定率法第 8 条第 32 項の規定により、還付を下記のとおり申請します。

記

還付申請の計算期間	自. 令和 年 月 日 至. 令和 年 月 日							
生産者の氏名又は名称 生産者の住所								
還付を受けようとする 不当廉売関税の合計額	円							
還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎								
輸入許可 年 月 日	申告番号	課税価格 イ	不当廉売 関税率 ロ	不当廉売 関税納付額 ハ＝イ×ロ	当該年の不 当廉売差額 ニ	輸入数量 ホ	不当廉売差 額相当額 ヘ＝ニ×ホ	還付請求額 (要還付額) ト＝ハ－ヘ
		円	%	円	円/kg	kg	円	円
合計								

- (注) 1.本申請は、生産者毎に記載して下さい。
- 2.「還付申請の計算期間」の欄には、還付請求を行おうとする還付の計算期間（毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの期間）における最初の輸入（納税）申告の許可年月日及び最終の輸入（納税）申告の許可年月日を記載して下さい。
- 3.「還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎」の輸入（納税）申告毎の「還付請求額」の欄には、金額がプラスの場合のみ、その金額を記載して下さい。
- なお、「還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎」の部分に記載しきれない場合は、別紙に各事項を記載し、本請求書に添付することで各事項の記載に代えて差し支えありません。
- 4.「要還付額」があることの十分な証拠を添付して下さい。
- 5.本申請書は、2 通（又は 3 通）提出して下さい。

(規格 A4)